

令和元年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

令和元年11月19日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 報告〔 1 件 〕

報告第 7 号 専決処分事項の報告について

〈農林水産業費県補助金返還に係る合意〉

…………… 1～2

### ○ 承認〔 1 件 〕

承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて

〈かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）〉

…………… 3

### ○ 条例に関する議案〔 6 件 〕

議案第 73 号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について【新規】 …………… 4～5

議案第 74 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について【整備】 …………… 6～7

議案第 75 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について【整備】 …………… 8～9

議案第 76 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 …………… 10

議案第 77 号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定  
について【一部改正】 ..... 11

議案第 78 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
【一部改正】 ..... 12

○ 予算に関する議案〔 4 件 〕

議案第 79 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）  
..... 13～16

議案第 80 号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算  
（第 2 号） ..... 17

議案第 81 号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3  
号） ..... 18～19

議案第 82 号 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
..... 20

○ 契約の締結に関する議案〔 1 件 〕

議案第 83 号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）  
変更請負契約の締結について ..... 21

○ 指定管理者の指定に関する議案〔 1 件 〕

議案第 84 号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の  
指定管理者の指定について ..... 22

○ その他の議案〔 3 件 〕

議案第 85 号	新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新治地方広域事務組合同規約の変更について	.....	23
議案第 86 号	市道路線の認定について	.....	24～25
議案第 87 号	市道路線の変更について	.....	26～27

報告第 7 号	専決処分事項の報告について 〈農林水産業費県補助金返還に係る合意〉
<p>1 要 旨</p> <p>農林水産業費県補助金返還に係る合意について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相 手 方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の農業者 2 名（同一世帯）</li> </ul> <p>(2) 補助金返還の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構集積協力金交付事業（経営転換協力金）について、平成 2 8 年度において農業部門の減少により経営転換する農業者として補助金を交付したが、当該交付を受けた年度以降に再度補助金の交付を受けられない規定にも関わらず、交付要件の確認、精査不足により、平成 3 0 年度において、リタイヤする農業者として、補助金を相手方に対し再度交付した結果、補助金の二重交付となり、平成 3 0 年度に交付した補助金については県を通じて国への返還が生じたものである。</li> </ul> <p>(3) 解決金額と合意の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 解決金額 6, 6 4 2 円</li> <li>イ 相手方は、平成 3 0 年度に交付を受けた補助金 2 3 8, 0 0 0 円について、市が定めた日までに市が発行する納入通知書により納入する。</li> <li>ウ 市は、相手方が補助金交付に係る諸経費 6, 6 4 2 円を相手方からの請求に基づき速やかに支払う。</li> <li>エ 双方互いに本合意を遵守し、本件に関し、本書条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。</li> </ul>	

3 専決処分日

令和元年10月17日

【参考資料】

機構集積協力金交付事業 パンフレット抜粋

## ● 経営転換協力金 ●

**交付対象** 機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人



**交付要件**

全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

[ 都市産業部：農林水産課 ]

承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）〉
<p>1 要 旨</p> <p>令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>令和元年台風第 19 号及び 10 月 25 日の大雨により被災した市道の復旧に係る経費及び災害対応に従事した職員の人件費について、早急に対応する必要があることから、当該経費を令和元年度一般会計補正予算（第 4 号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和元年 11 月 8 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

議案第73号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について【新規】
--------	---

1 要 旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償について、新たに条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 地方公務員法及び地方自治法の改正概要

ア 特別職の非常勤職員は、専門的な知識経験を有する者が就く職であって、かつ、労働者性の低い職であり、助言、調査、診断等を行うものに限定された。

イ 特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化に併せて、一般職の非常勤職員として、会計年度任用職員制度が導入された。

ウ 会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能とされた。

(2) 本市における会計年度任用職員の制度概要

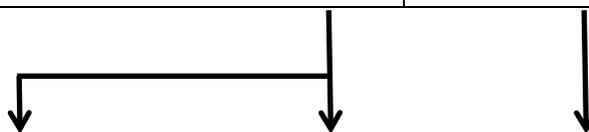
1 任 用	・会計年度ごと、原則として公募により任用
2 勤務時間等	・短時間勤務で運用（週当たり35時間を上限）
3 服 務 等	・地方公務員法上の守秘義務や服務規律等が適用される
4 報 酬	・職種や業務の困難度等により、職員との均衡を考慮して決定
5 期 末 手 当	・条件を満たした場合に支給（国と同様） 支給条件：週の勤務時間15.5時間以上 任用期間6カ月以上
6 休 暇	・年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間

3 施行年月日

令和2年4月1日

【参考】 本市の現状と制度移行イメージ

現行	非常勤特別職	嘱託職員・臨時職員
職 務	特定の学識・経験を必要とする職 補助的・定型的業務 専門的業務	臨時的・補助的業務 欠員代替等
任用根拠	地公法3条3項3号	地公法3条3項3号 地公法22条



移行後 イメージ	非常勤特別職	会計年度任用職員
職 務	特定の学識・経験を必要とする職【限定】	補助的・定型的業務 常時勤務を要する職以外の職
任用根拠	地公法3条3項3号	地公法22条の2

※ 現在本市で任用している非常勤特別職の多くの職は、一般職である「会計年度任用職員」に移行する。

[ 総務部：総務課 ]

議案第74号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について <b>【整備】</b>
--------	--

1 要 旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に係る勤務条件などについて必要な措置を講じるため、関係条例を整備するもの。

2 内 容

- (1) かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
  - ・人事行政の運営等の状況の報告対象となる非常勤職員の定義を改正。
  
- (2) かすみがうら市職員定数条例
  - ・定数として計上する職員の定義を改正。
  
- (3) かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
  - ・会計年度任用職員の休職の期間に係る規程を新たに追加。
  
- (4) かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
  - ・会計年度任用職員の減給の範囲及び金額に係る規程を新たに追加。
  
- (5) かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
  - ・略称規定の追加。
  - ・非常勤職員の勤務時間、休暇等に係る規定を会計年度任用職員に係る規定として改正。

(6) かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

- ・非常勤特別職として任用することが適さない職を削除。

(7) かすみがうら市職員の給与に関する条例

- ・職員の定義を改正。
- ・非常勤職員の給与に関する規定を削除。

(8) かすみがうら市の単純な職務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

- ・職員の定義を改正。
- ・給与の支給に関する規程を改正。

(9) かすみがうら市職員の旅費に関する条例

- ・職員の定義を改正。

### 3 施行年月日

令和2年4月1日

[ 総務部：総務課 ]

議案第75号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について【整備】
--------	---

## 1 要 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の施行に伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、制度ごとに必要な能力の有無を判断する方針へと整備されたことから、適正化に向けて必要な措置を講じるため、関係条例を整備するもの。

## 2 内 容

- (1) かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
  - ・失職事由特例の要件として、引用する地方公務員法において成年被後見人等の規定が削除されたことに伴う条ずれの修正。
- (2) かすみがうら市職員の給与に関する条例
  - ・期末・勤勉手当の支給における失職時の要件として、引用される地方公務員法において成年被後見人等の規定が削除されたことに伴う当該規定の削除。
- (3) かすみがうら市職員の旅費に関する条例
  - ・旅費の支給要件として、引用する地方公務員法において成年被後見人等の規定が削除されたことに伴う条ずれの修正。
- (4) かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ・家庭的保育者の要件として、引用する児童福祉法において成年被後見人等に係る規定が削除されたことに伴う条ずれの修正。

3 施行年月日

公布の日

[ 総務部：総務課 ]

[ 保健福祉部：子ども家庭課 ]

議案第76号	かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年8月1日に施行されたことに伴い、必要な事項について、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 法改正により、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金についての引用部分を変更する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：社会福祉課 〕</p>	

議案第 77 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
----------	---

1 要 旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の施行、並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 8 号）が公布されたことに伴い、必要な事項について、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

- (1) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（年収約 360 万円未満相当世帯及び全所得階層の第 3 子以降の副食費について支払いを免除など）。
- (2) 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い条例で引用している用語の整理を行う。

3 施行年月日

公布の日

[ 保健福祉部：子ども家庭課 ]

議案第 7 8 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、必要な事項について、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 放課後児童支援員の該当要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない」に改正。</li> </ul> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：子ども家庭課 〕</p>	

## 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1千39万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ189億4千794万5千円とするもの。

## 2 内 容

## (1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
地方特例交付金	15,000	6,806	21,806
国庫支出金	2,170,469	14,327	2,184,796
県支出金	1,256,066	11,038	1,267,104
繰入金	1,932,750	1,248	1,933,998
繰越金	193,418	50,821	244,239
諸収入	308,193	6,357	314,550
市債	1,865,400	19,800	1,885,200
歳入合計	18,837,548	110,397	18,947,945

## (2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	145,033	1,263	146,296
総務費	2,580,269	25,571	2,605,840
民生費	6,058,215	90,720	6,148,935
衛生費	2,073,082	7,241	2,080,323
労働費	24,012	2,244	26,256
農林水産業費	671,363	14,629	685,992

商工費	804,092	7,571	811,663
土木費	1,547,558	△9,967	1,537,591
消防費	1,238,686	△27,546	1,211,140
教育費	1,394,952	△1,329	1,393,623
歳出合計	18,837,548	110,397	18,947,945

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	1,263	総務課
イ 総務費の事業費		
職員等人件費	△36,794	総務課
複合型健康福祉拠点施設整備事業（政策）	51,365	行財政改革・公共施設等マネジメント推進室
あじさい館管理事業	11,000	介護長寿課
ウ 民生費の事業費		
職員等人件費	△13,166	総務課
国民健康保険特別会計繰出事業	4,500	国保年金課
障害者自立支援事業	2,904	社会福祉課
居宅介護サービス利用者助成事業（政策）	990	介護長寿課
介護保険特別会計繰出事業	4,362	介護長寿課
家庭児童相談事業（政策）	103	子ども家庭課
児童手当事業	1,284	子ども家庭課
認定こども園事業	27,225	子ども家庭課
生活保護等総務事業	61,355	社会福祉課
生活保護適正化推進事業（政策）	1,163	社会福祉課

エ 衛生費の事業費		
職員等人件費	3,260	総務課
保健センター管理事業	3,981	健康づくり増進課
オ 労働費の事業費		
職員等人件費	2,244	総務課
カ 農林水産業費の事業費		
職員等人件費	△6,257	総務課
農業振興事業	3,578	農林水産課
農地中間管理事業（政策）	1,392	農林水産課
畜産振興事業（政策）	7,113	農林水産課
土地改良整備支援事業（政策）	4,588	農林水産課
農地維持・資源向上対策事業	4,215	農林水産課
キ 商工費の事業費		
職員等人件費	7,571	総務課
ク 土木費の事業費		
職員等人件費	△9,967	総務課
キ 消防費の事業費		
職員等人件費	△27,546	総務課
ク 教育費の事業費		
職員等人件費	△1,329	総務課

(4) 債務負担行為補正  
変更

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
千代田庁舎防災センター発電機改修工事設計業務委託	令和元年度から令和2年度まで	3,300
かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園指定管理料	令和2年度から令和6年度まで	105,260
歩崎公園造成工事設計業務等委託	令和元年度から令和2年度まで	3,000
防災無線等放送室改修実施設計業務委託	令和元年度から令和2年度まで	506
霞ヶ浦北小学校空調設備修繕	令和元年度から令和2年度まで	3,201

(5) 地方債補正  
変更

・複合型健康福祉拠点 施設整備事業債	限度額	変更前	580,400千円
		変更後	600,200千円

[ 市長公室：政策経営課 ]

議案第80号	令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ45億8千104万円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	418,264	4,500	422,764
歳入合計	4,576,540	4,500	4,581,040

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	43,722	4,500	48,222
歳出合計	4,576,540	4,500	4,581,040

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	4,500	総務課

[ 市民部：国保年金課 ]

議案第 8 1 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
-----------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6 9 4 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 4 億 9 千 4 4 8 万 8 千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
保険料	764, 192	28	764, 220
国庫支出金	744, 944	30	744, 974
支払基金交付金	892, 076	32	892, 108
県支出金	499, 316	15	499, 331
繰入金	561, 269	4, 362	565, 631
繰越金	3, 173	2, 474	5, 647
歳入合計	3, 487, 547	6, 941	3, 494, 488

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	96, 941	2, 829	99, 770
保険給付費	3, 272, 158	120	3, 272, 278
地域支援事業費	88, 716	1, 518	90, 234
諸支出金	2, 801	2, 474	5, 275
歳出合計	3, 487, 547	6, 941	3, 494, 488

## (3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	2,499	総務課
認定調査事業	330	介護長寿課
イ 保険給付費の事業費		
高額介護予防サービス事業	120	介護長寿課
ウ 地域支援事業費の事業費		
職員等人件費	1,518	介護長寿課
エ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還事業	2,474	介護長寿課

〔 保健福祉部：介護長寿課 〕

議案第 8 2 号	令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
<p>1 要 旨</p> <p>今回の補正は、予算書第 3 条に定めた収益的支出の予定額 9 億 9 千 7 7 1 万 2 千円に 9 1 万円を増額し、収益的支出の予定額の総額を 9 億 9 千 8 6 2 万 2 千円とし、予算書第 8 条に定める職員給与費を 6 千 1 7 万 3 千円とするもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 職員給与費</p> <p>人事異動に伴う給料の増額</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：水道課 〕</p>	

議案第 8 3 号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）変更請負契約の締結について
-----------	--

1 要 旨

防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）について、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 工事名称 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）

(2) 工事概要

	当 初	変 更	変更後
屋外拡声子局整備	4 8 基	2 基	5 0 基

(3) 変更前の契約金額 2 3 6, 3 0 4, 0 0 0 円  
消費税率改定分 4, 3 7 6, 0 0 0 円  
追加工事に伴う変更契約額 7, 5 9 0, 0 0 0 円  
変更後の契約金額 2 4 8, 2 7 0, 0 0 0 円

(4) 相手方 茨城県土浦市桜町 4 - 3 - 2 0  
NEC ネットエスアイ株式会社 茨城営業所  
所長 亀田 憲二

[ 総務部：検査管財課 ]

議案第 8 4 号	かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
-----------	---

1 要 旨

令和 2 年 3 月 3 1 日をもって、かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の 5 年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き指定管理者制度を導入し、当該施設を管理するため、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者の選定を行ったことから、次の候補者を指定管理者として指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 候補者名 土浦市田中 3 丁目 2 番 1 号  
茨城県南造園土木協業組合  
理事長 外塚真由美
- (2) 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 実 績 ①平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日  
②平成 2 7 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日

[ 都市産業部：観光商工課 ]

議案第 8 5 号	新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新治地方広域事務組合規約の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>組合を組織する地方公共団体のうち、土浦市が令和 2 年 3 月 3 1 日をもって組合から脱退し、令和 2 年 4 月 1 日から組合をかすみがうら市と石岡市をもって組織することとし、併せて 2 市による経費負担割合及び人口比率に応じた議員定数とする必要が生じたため、当組合において規約の一部を変更するにあたり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の協議について、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>新治地方広域事務組合規約（昭和 5 2 年地指令第 5 6 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条中「石岡市 土浦市」を「石岡市」に改める。</p> <p>第 3 条の 2 第 2 項を削る。</p> <p>第 5 条第 1 項中「1 2 人」を「1 0 人」に、「石岡市 3 人 土浦市 3 人」を「石岡市 4 人」に改める。</p> <p>第 1 0 条第 1 項中「3 人」を「2 人」に改め、同条第 2 項中「, 土浦市長」を削る。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：生活環境課 〕</p>	

議案第 8 6 号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>田伏地内に位置し、これまで法定外公共物であった既存路線を含めて、平成 3 0 年度に水郷筑波サイクリングロード環境整備事業を実施し、今後はサイクリングロードとして活用を図るため、道路法に基づく路線として、市道認定をするもの。</p> <p>(1) 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道 4 3 6 8 号線</p> <p>イ 延 長 2 1 . 0 0 メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部 : 道路課 〕</p>	

詳細位置図（認定図）



議案第 87 号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>田伏地内で、これまで法定外公共物であった既存路線を、平成 30 年度に水郷筑波サイクリング環境整備事業にて、既存認定路線と接続し、サイクリングロードとして活用を図るため、認定路線を延伸する市道路線の変更をするもの。</p> <p>(1) 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道 5 2 2 1 号線</p> <p>イ 延 長 (旧) 4 0 1 . 3 6 メートル</p> <p>(新) 4 5 8 . 3 6 メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部 : 道路課 〕</p>	

詳細位置図（変更図）

変更前路線

変更後路線



令和元年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

令和元年12月11日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 条例に関する議案〔 3 件 〕

- 議案第 88 号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】  
…………… 1～2
- 議案第 89 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】  
…………… 3～4
- 議案第 90 号 かすみがうら市職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について【一部改正】  
…………… 5～7

### ○ 予算に関する議案〔 1 件 〕

- 議案第 91 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）  
…………… 8～10

### ○ 指定管理者の指定に関する議案〔 1 件 〕

- 議案第 92 号 かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザ及びかすみが  
うら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定につ  
いて …………… 11

議案第 88 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
----------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和元年8月7日に  
出された人事院勧告に伴い、特定任期付職員の給料表及び期末手当につい  
て、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 給料表の改定

1号給の給料月額を、1,000円の引上げ

(2) 期末手当支給月数の改定

ア 令和元年度の支給月数（合計3.4月）

・0.05月分を12月期で引上げ

6月期 1.675月（変更なし）

12月期 1.675月⇒1.725月

（0.05月の引上げ）

イ 令和2年度以降の支給月数（合計3.4月）

・6月期と12月期の支給月数を平準化

6月期 1.675月⇒1.7月

（0.025月の引上げ）

12月期 1.675月⇒1.7月

（0.025月の引上げ）

### 3 施行年月日

#### (1) 公布の日

ただし、一部（令和2年度以降の期末手当支給月数の改定）の規定については、令和2年4月1日から施行する。

#### (2) 給料表の改定及び令和元年度の期末手当支給月数の改定については、平成31年4月1日から適用する。

[ 総務部：総務課 ]

議案第 89 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
----------	--

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和元年 8 月 7 日に  
出された人事院勧告に伴い、令和元年度及び令和 2 年度以降の期末手当に  
ついて、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 期末手当支給月数の改定

ア 令和元年度の支給月数（合計 3.4 月）

- ・ 0.05 月分を 12 月期で引上げ

6 月期 1.675 月（変更なし）

12 月期 1.675 月⇒1.725 月

（0.05 月の引上げ）

イ 令和 2 年度以降の支給月数（合計 3.4 月）

- ・ 6 月期と 12 月期の支給月数を平準化

6 月期 1.675 月⇒1.7 月

（0.025 月の引上げ）

12 月期 1.675 月⇒1.7 月

（0.025 月の引上げ）

ウ 対象者：市長、副市長、教育委員会教育長

※市議会議員についても、本条例の例により引上げとなる。

### 3 施行年月日

#### (1) 公布の日

ただし、令和2年度以降の期末手当支給月数の改定については、令和2年4月1日から施行する。

#### (2) 令和元年度の期末手当支給月数の改定については、平成31年4月1日から適用する。

[ 総務部：総務課 ]

議案第90号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和元年8月7日に  
出された人事院勧告に伴い、令和元年度以降の給料表、令和元年度及び令  
和2年度以降の勤勉手当等の見直しを行うことにより、国に準拠した制度  
とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

給与勧告の骨子（一部抜粋）
○本年の給与勧告のポイント
月例給、ボーナスともに引上げ
① 民間給与との格差（0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

(1) 給料表の改定 平均0.1%の引上げ

(2) 再任用職員以外の勤勉手当の支給月数の改定

ア 令和元年度の勤勉手当の支給月数

(勤勉手当と期末手当の合計4.5月)

・勤勉手当0.05月分を12月期で引上げ

6月期 0.925月（変更なし）

12月期 0.925月⇒0.975月

(0.05月の引上げ)

期末手当（変更なし）

6月期 1. 3月

12月期 1. 3月

イ 令和2年度以降の勤勉手当の支給月数

（勤勉手当と期末手当の合計4. 5月）

・勤勉手当0. 05月分を6月期と12月期で引上げ

6月期 0. 925月⇒0. 95月

（0. 025月の引上げ）

12月期 0. 925月⇒0. 95月

（0. 025月の引上げ）

（3） 住居手当額の改定

ア 支給対象となる家賃額の下限を4, 000円引上げ

（12, 000円⇒16, 000円）

イ 手当額の上限を1, 000円引上げ

（27, 000円⇒28, 000円）

ウ 手当額が2, 000円を超える減額となる職員については、

1年間、所要の経過措置

（4） その他

ア かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第6項）

・本条例の改正に合わせ、別表第1の給料表を改訂

### 3 施行年月日

#### (1) 公布の日

ただし、一部（令和2年度以降の勤勉手当支給月数及び住居手当の改定）の規定については、令和2年4月1日から施行する。

#### (2) 給料表の改定及び令和元年度の勤勉手当支給月数の改定については、平成31年4月1日から適用する。

[ 総務部：総務課 ]

議案第91号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ913万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ189億5千708万2千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	244,239	9,137	253,376
歳入合計	18,947,945	9,137	18,957,082

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	146,296	99	146,395
総務費	2,605,840	2,447	2,608,287
民生費	6,148,935	1,547	6,150,482
衛生費	2,080,323	612	2,080,935
労働費	26,256	18	26,274
農林水産業費	685,992	303	686,295
商工費	811,663	239	811,902
土木費	1,537,591	593	1,538,184
消防費	1,211,140	2,508	1,213,648
教育費	1,393,623	771	1,394,394
歳出合計	18,947,945	9,137	18,957,082

## (3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	99	総務課
イ 総務費の事業費		
職員等人件費	2,447	総務課
ウ 民生費の事業費		
職員等人件費	1,547	総務課
エ 衛生費の事業費		
職員等人件費	612	総務課
オ 労働費の事業費		
職員等人件費	18	総務課
カ 農林水産業費の事業費		
職員等人件費	303	総務課
キ 商工費の事業費		
職員等人件費	239	総務課
ク 土木費の事業費		
職員等人件費	593	総務課
キ 消防費の事業費		
職員等人件費	2,508	総務課
ク 教育費の事業費		
職員等人件費	771	総務課

(4) 債務負担行為補正  
追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館指定管理料	令和2年度から 令和6年度まで	93,551
かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザ指定管理料	令和2年度から 令和6年度まで	278,967

[ 市長公室：政策経営課 ]

議案第92号	かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザ及びかすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について
--------	--

1 要 旨

令和2年度に供用開始を予定しているかすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザ及び令和2年3月31日をもって指定管理期間が満了となるかすみがうら市地域福祉センターやまゆり館について、指定管理者制度を活用し、これら2施設を効果的かつ効率的に運営したく、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、一括して管理運営を行うことができる指定管理者の候補者の選定を行ったので、次の候補者を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 候補者名 東京都江東区大島一丁目9番8号  
株式会社フクシ・エンタープライズ  
代表取締役 福 士 昌
- (2) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

[ 行財政改革・公共施設等マネジメント推進室 ]

[ 保健福祉部：社会福祉課 ]

[ 保健福祉部：健康づくり増進課 ]